

(9) 公益財団法人 鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	16,882 千円	5,260 千円	2,313 千円	24,455 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
183,457 円	199,357 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
国際交流推進員職	大学卒	165,700 円
	高校卒	165,700 円

1級1号給 (財団給料表に基づく)

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備 考
国際交流 推進員職	大学卒	- 円	- 円	190,400 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （次長級以上は 県の規定に準 ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	0.235 月分 (1.145)	0.075 月分 (0.770)
	12月期	0.265 月分 (1.285)	0.075 月分 (0.770)
	計	0.50 月分 (2.430)	0.15 月分 (1.540)
	（注）（ ）内は事務局長及び次長の支給割合です。 職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	2,312,598 円	9 人	256,955 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし		
	〔平成29年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔平成28年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	2,551,514 円	8 人	318,939 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	職務の級に応じて定額を支給(月額 58,200円) 〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給額 698,400円	
扶養手当 (常務理事及び事務局長のみ県の規定に準じて支給)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	6,500円
		イ 子	9,200円
		ウ 配偶者、子以外の扶養親族	6,500円
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円を加算
〔平成29年度実績〕		なし	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔平成29年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
600,000円	2人	25,000円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	1,410,000 円	9 人	13,056 円
管理職特別勤務手当 (県の規定に準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に勤務した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給	
		〔平成29年度実績〕 なし	

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	無報酬	6月期 1.145 月分 12月期 1.285 月分	勤勉手当 6月期 0.770 月分 12月期 0.770 月分
副理事長	無報酬		
常務理事	225,900 円		
非常勤理事	無報酬		
非常勤監事	無報酬		

役員の報酬

役員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、その対価として報酬を支給することができる。（定款第28条第1項）

〔平成29年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
3,982,935 円	1 人	331,911 円

②非常勤役員

なし

7 給与制度の変更

変更なし

(10) 一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

職員数	給 与 費			計
	給 料	職員手当	賞与	
4 人	8,774 千円	204 千円	1,773 千円	10,751 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

管理職			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
217,500 円	234,500 円	63 歳	163,800 円	169,500 円	56 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	－ 円
	高校卒	－ 円

その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、代表理事が決定する。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10 年	20 年	30 年	備考
管理職 一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 訳						
期末手当 勤勉手当	[支給割合] 賞与の支給基準は経営状況に鑑みて代表理事が別途定めている。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無 [平成29年度実績] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,773,000 円</td> <td style="text-align: center;">4 人</td> <td style="text-align: center;">443,250 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	1,773,000 円	4 人	443,250 円
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額					
1,773,000 円	4 人	443,250 円					
退職手当	[支給率] 退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額との掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 [平成29年度実績] 実績なし						
時間外勤務手当	[平成29年度実績] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9,523 円</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">3,174 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	9,523 円	3 人	3,174 円
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額					
9,523 円	3 人	3,174 円					

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	管理職手当 17,000 円 [平成29年度実績] 1人当たりの平均支給月額 17,000 円	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,000 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算
		[平成29年度実績] 支給実績なし	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	①定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、通用期間1箇月の定期券の価額 ②①の区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,000 円から 24,500 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の2分の1の額を加算(1ヶ月あたり2万円を限度)
		[平成29年度実績] 1人当たりの平均支給月額	4,200 円
6 役員の報酬等の状況(平成30年4月1日現在) 該当なし			
7 給与制度の変更 変更なし			

(11) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

給与費	1,523 千円
-----	----------

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	初任給	備考	
コーディネーター職	大学卒	193,600 円	県医療職(3)の2級3号給相当に準ずる
	短大3卒	191,500 円	県医療職(3)の2級2号給相当に準ずる
	短大2卒	189,400 円	県医療職(3)の2級1号給相当に準ずる
	准看護師養成所卒	161,800 円	県医療職(3)の1級1号給相当に準ずる
書記職	高校卒	152,000 円	県行政職の1級9号給相当に準ずる

5 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	内 訳																					
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.145 月分</td> <td>0.77 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.285 月分</td> <td>0.77 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.430 月分</td> <td>1.54 月分</td> </tr> </tbody> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 無 [平成29年度実績] 1人当たりの平均支給額 845,793 円	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.145 月分	0.77 月分	12月期	1.285 月分	0.77 月分	計	2.430 月分	1.54 月分									
	区分	期末手当	勤勉手当																			
6月期	1.145 月分	0.77 月分																				
12月期	1.285 月分	0.77 月分																				
計	2.430 月分	1.54 月分																				
退職手当 (県の規定に準ずる)	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.270750 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> </tbody> </table> (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前勸奨等により退職する場合には加算があります。 [平成29年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99,014 円</td> <td>1 人</td> <td>99,014 円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された金額です。	区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.709000 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	99,014 円	1 人	99,014 円
区分	自己都合	勸奨・定年																				
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分																				
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分																				
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分																				
勤続40年	44.7795 月分	47.709000 月分																				
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																				
99,014 円	1 人	99,014 円																				
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	[平成29年度実績] 1人当たりの平均支給年額 67,268 円																					

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、父母、孫等	6,500 円
		イ 子	7,900 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算
		〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 0 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 11,350 円	

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	<p>ア 交通機関等利用者</p> <p>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。</p> <p>①支給単位期間の間通用する定期券の額</p> <p>②通勤21回分の回数券の額</p> <p><最高限度額 55,000 円></p>
		<p>イ 自動車等使用者</p> <p>通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給</p>
		<p>ウ 特別急行列車等利用</p> <p>1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p>
		<p>エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)</p> <p>公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給</p> <p>(1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)</p>
		<p>オ ノーマイカー運動に参加する場合</p> <p>ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>
		<p>〔平成29年度実績〕</p> <p>1人当たりの平均支給月額 3,500 円</p>
<p>6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）</p> <p>制度なし</p>		
<p>7 給与制度の変更</p> <p>変更なし</p>		

(12) 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8 人	27,367 千円	4,033 千円	8,568 千円	39,968 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
288,275 円	313,950 円	48 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	174,400 円 県職員より6号給下位、行政職1級23号
	高校卒	145,300 円 県職員より6号給下位、行政職1級3号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

		5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.145 月分 (0.620)	0.770 月分 (0.395)
	12月期	1.285 月分 (0.685)	0.770 月分 (0.400)
	計	2.430 月分 (1.305)	1.540 月分 (0.795)
	（注）1 （ ）は再任用職員の支給割合です。 2 平成30年1月改正の内容を含みます。		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	8,567,953 円	8 人	1,070,944 円
退職手当	〔支給率〕 掛け金月額と掛け金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額 〔平成29年度実績〕 一人当たりの平均支給額 0 円		
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	906,632 円	7 人	129,519 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	行政職6級 5種相当	49,900 円	
		〔平成29年度実績〕 実績なし		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者	6,500 円	
		イ 配偶者及び子以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 子	9,200 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22 歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算	
		〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
1,116,000 円	4 人	23,250 円		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 27,000 円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	[平成29年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	564,000 円	7 人	6,714 円
特殊勤務手当	終末処理施設等の保守管理業務、管渠内の作業、下水・汚泥等の検査業務、高圧電線、配電盤等の作業に従事した職員	1) 終末処理施設等保守管理業務手当	4時間以上作業に従事した日 1日につき290円支給
		2) 管渠内作業手当	作業に従事した日1日につき560円支給(4時間に満たないときは、336円)
		3) 下水道検査業務手当	
		4) 高圧配電線路等保守作業手当	作業に従事した日1日につき290円支給
[平成29年度実績]			
該当なし			

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	323,000 円	6月期 1.145 月分 12月期 1.285 月分	
監事(監査等を行った場合)	30,000円/日までの範囲内	なし	
理事・監事・評議員(理事会又は評議員会等に出席した場合)	10,200円/日までの範囲内	なし	

〔平成29年度実績〕

①常勤役員

〔平成29年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等含む)
5,186,889 円	1 人	432,241 円

②非常勤役員

〔平成29年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
232,200 円	7 人	2,764 円

7 給与制度の変更

変更なし

(13) 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	11,411 千円	2,821 千円	4,657 千円	18,889 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

管理職			指導員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
317,737 円	393,937 円	49 歳	315,450 円	398,142 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	168,600 円 米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級21号
	高校卒	147,100 円 米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級5号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10 年	20 年	30 年	備考
管理職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
指導員	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)		
区分	内 訳	
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕	
	区分	期末手当
	6月期	1.225 月分
	12月期	1.375 月分
	計	2.60 月分
	勤勉手当	0.90 月分
		0.90 月分
		1.80 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
	〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	4,657,000 円	3 人
	1人あたり平均支給額	
	1,552,333 円	
退職手当	〔支給率〕 米子市の規定に準ずる	
	区分	自己都合
	勤続 20 年	20.45 月分
	勤続 25 年	29.15 月分
	勤続 35 年	41.33 月分
	勤続 40 年	46.55 月分
	勤奨・定年	
		25.56 月分
		34.58 月分
		49.59 月分
		49.59 月分
	〔平成29年度実績〕 支給実績なし	
時間外勤務手当	〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	485,914 円	1 人
	1人あたり平均支給年額	
	485,914 円	

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	館長	54,000 円		
		事務局長	43,600 円		
		〔平成29年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額	
		1,171,200 円	2 人	48,800 円	
扶養手当	扶養親族のある職員	項 目		1人につき	
		(1) 配偶者		6,500円	
		(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		10,000円	
		(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		6,500円	
		(4) 60歳以上の父母及び祖父母		6,500円	
		(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		6,500円	
		(6) 重度心身障害者		6,500円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族である子については、(2)に定める額に5,000円を加算した額。			
		〔平成29年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額	
684,000 円	2 人	28,500 円			
住居手当	住宅を借り受け月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じた 最高 27,000 円まで支給		
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		
		〔平成29年度実績〕該当なし			
※ 住居手当 イについては、財団職員給与規則に制度はありません。					

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートル以上の者に対して、次に掲げるところより月額で支給し、給料の例により支払う。	(1) 自転車等の交通用具を使用することを常例とする者は、片道の通勤距離に応じてそれぞれ次に定める額	
		ア 2キロメートル以上5キロメートル未満	2,200円
		イ 5キロメートル以上10キロメートル未満	4,800円
		ウ 10キロメートル以上15キロメートル未満	8,000円
		エ 15キロメートル以上20キロメートル未満	11,200円
		オ 20キロメートル以上25キロメートル未満	14,400円
		カ 25キロメートル以上30キロメートル未満	17,600円
		キ 30キロメートル以上35キロメートル未満	20,800円
		ク 35キロメートル以上40キロメートル未満	24,000円
		ケ 40キロメートル以上45キロメートル未満	27,200円
	コ 45キロメートル以上50キロメートル未満	30,400円	
	サ 50キロメートル以上55キロメートル未満	33,600円	
	シ 55キロメートル以上60キロメートル未満	36,800円	
	ス 60キロメートル以上	40,000円	
	(2) 交通機関又は有料の道路を利用することを常例とするものは、6月を超えない期間を単位とした一括の運賃相当額。ただし、1月当たり支給額は、55,000円を超えないものとする。		
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	480,000円	3人	13,333円

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	— 円	支給なし	
非常勤役員	1回につき5,000円を上限		

〔平成29年度実績〕

①常勤役員
該当なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
60,000 円	1 人	5,000 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
①給料表	給料月額平均0.2%引上げ		人事院勧告及び米子市一般職の職員の給与に関する条例に準じて引上げる
②勤勉手当 支給割合	(1) 6月期 0.95 12月期 0.95	6月期 0.85 12月期 0.85	同上
	(2) 6月期 0.9 12月期 0.9	6月期 0.95 12月期 0.95	
③扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子10,000円 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫6,500円 (4) 60歳以上の父母及び祖父母6,500円 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹6,500円 (6) 重度心身障害者 6,500円	(1)配偶者10,000円 (2)配偶者以外の者は1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について10,000円）、父母等は1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について9,000円）	同上

(2) 適用日

- ① 給料表 平成29年4月1日適用（施行期日：平成30年2月1日）
- ② 勤勉手当(1) 平成29年12月1日適用（施行期日：平成30年2月1日）
- ② 勤勉手当(2) 平成30年4月1日適用（施行期日：平成30年4月1日）
- ③ 扶養手当 平成30年4月1日適用（施行期日：平成30年6月1日）

(14) 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

給与費	11,523 千円
-----	-----------

(注) 職員数5人 (うち鳥取県派遣3人)

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	一 円	県給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、官公署又は事業所を退職し、センターに採用された職員については理事長が別に定める。

5 職員手当の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.145 月分 (-)</td> <td>0.975~0.435以下月分 (0.975~0.435以下)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.285 月分 (-)</td> <td>0.975~0.435以下月分 (0.975~0.435以下)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.430 月分 (-)</td> <td>1.95~0.87以下 月分 (1.95~0.87以下)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.145 月分 (-)	0.975~0.435以下月分 (0.975~0.435以下)	12月期	1.285 月分 (-)	0.975~0.435以下月分 (0.975~0.435以下)	計	2.430 月分 (-)	1.95~0.87以下 月分 (1.95~0.87以下)			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.145 月分 (-)	0.975~0.435以下月分 (0.975~0.435以下)													
12月期	1.285 月分 (-)	0.975~0.435以下月分 (0.975~0.435以下)														
計	2.430 月分 (-)	1.95~0.87以下 月分 (1.95~0.87以下)														
(注) () 内の数字は県派遣職員の支給割合。																
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有																
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給額 586,366 円															
	〔支給率〕															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.270750 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.709000 月分
	区 分	自己都合	勸奨・定年													
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分														
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分														
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分														
勤続40年	44.7795 月分	47.709000 月分														
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%																
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 692,113 円															

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	県給与条例の給与表、職務の級、手当区分に応じた定額を支給 〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 44,777 円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者 6,500 円
		イ 子 9,200 円
		ウ 配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで 1人につき 5,000 円を加算
		〔平成29年度実績〕 該当なし
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者 家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者 借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔平成29年度実績〕 該当なし

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通乗する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等について2分の1の額を加算、2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
	1,360,560 円	3 人	37,793 円
管理職特別 勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に従事した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給	
		〔平成29年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 32,000 円	

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	350,000 円	6月期 0.945 月分 12月期 1.085 月分	加算率 45%
非常勤理事	— 円		理事会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給
非常勤監事	— 円		理事会、監査、評議員会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給

〔平成29年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,923,564 円	1 人	493,630 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
220,000 円	7 人	2,619 円

7 給与制度の変更

変更なし

(15) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成29年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	25,862 千円	5,629 千円	8,132 千円	39,623 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

食鳥検査員（専門職）			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
238,000 円	299,885 円	63 歳	244,600 円	265,800 円	53 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
食鳥検査員 （専門職）	大学卒	238,000 円 月額 固定
	高校卒	— 円 —
一般職	大学卒	238,000 円 月額 固定
	高校卒	143,000 円 行政職1級5号給（上限4級5号給）

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
食鳥検査員 （専門職）	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	経験年数に 関係 なく固定給
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	短大卒	— 円	186,500 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.145 月分 (0.945)	0.770 月分 (0.970)
	12月期	1.285 月分 (1.085)	0.770 月分 (0.970)
	計	2.430 月分 (2.030)	1.540 月分 (1.940)
	（注）（ ）内の数値は、次長級以上の職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	8,132,676 円	9 人	903,631 円
退職手当 （県の規定に準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	一般職（短大卒）は県の規定を適用。 平成26年度より常勤役員、事務局長及び食鳥検査員の退職手当制度を廃止。 （その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし		
	〔平成29年度実績〕 実績なし		
時間外勤務手当	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	197,415 円	6 人	32,903 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	1カ月あたり13,600円支給する。 〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		163,200円	1人	13,600円
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者		6,500円
		イ 子		9,200円
		ウ 配偶者、子以外の扶養親族		6,500円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで		1人につき 5,000円を加算
		〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		234,000円	3人	6,500円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔平成29年度実績〕 該当なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成29年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	979,200 円	9 人	9,067 円

※ 特殊勤務手当	食鳥検査業務に従事 する常勤職員 (検査専門員)	食鳥検査をする場合は、1カ月あたり22,000円支給する。		
		〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		1,848,000円	7人	22,000円
※ 獣医師手当	食鳥検査業務に従事 する職員	1カ月あたり10,000円支給する。		
		〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		840,000円	7人	10,000円
※ 早朝勤務手当	食鳥検査業務に従事 する職員 (検査専門員)	1カ月あたり12,000円支給する。		
		〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		1,008,000円	7人	12,000円
※ 班長手当	班長である職員	1カ月あたり10,000円支給する。		
		〔平成29年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		360,000円	3人	10,000円

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	20,400 円	—	
常務理事	271,800 円	6月期 1.145 月分 12月期 1.285 月分	期末手当に事務局長手当を適用
上記以外の理事	40,800 円	—	年額
監 事	81,600 円	—	年額
評 議 員	40,800 円	—	年額

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,838,500 円	1 人	403,208 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
775,200 円	12 人	5,383 円

7 給与制度の変更

変更なし

(16) 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成29年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	7,302 千円	612 千円	2,458 千円	10,372 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
202,833 円	217,262 円	62 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	— 円
	高校卒	— 円

鳥取県生活衛生営業指導センター補助金交付要綱の規定の範囲内で理事長が定めるものとする

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.145 月分	0.785 月分
	12月期	1.285 月分	0.785 月分
	計	2.430 月分	1.570 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置、 無		
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	2,458,298 円	3 人	819,433 円
退職手当	〔支給率〕		
	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター退職手当支給規程により、 退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業 本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金 納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 （ただし、鳥取県、株式会社日本政策金融公庫、銀行法第2条に規定する 銀行、信用金庫等の職員を退職した後に指導センターの職員となった者を 除く。）		
	〔平成29年度実績〕		
	実績なし		
時間外勤務手当 (県の規定に準ず る)	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	157,932 円	3 人	52,644 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当		制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	9,200 円
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円 を加算
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	120,000 円	1 人	10,000 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例によった場合 の額の2分の1相当額
		〔平成29年度実績〕 該当なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に準 ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1ヶ月あたり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔平成29年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	333,600 円	3 人	9,267 円
6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	無報酬	なし	
副理事長	無報酬		
常務理事	無報酬		
上記以外の理事	無報酬		
監 事	無報酬		
〔平成29年度実績〕 該当なし			
7 給与制度の変更 変更なし			